

奈良産業大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、奈良産業大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日の期間で「基準 4」「基準 8」について再評価を申請すること。

II 総評

大学の建学の精神は、「高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する」としてまとめられ、ホームページや大学案内などで学内外に示されている。

教育研究組織は、募集停止の 3 学部を除き、ビジネス学部、情報学部、地域公共学総合研究所などで構成され、また、教育研究の実施に必要な重要方針などの審議機関として、評議会、企画運営会議及び教授会が適切に置かれ機能している。

教養教育については、「全学共通・教養教育推進委員会」を設置し、平成 23(2011)年度からの新たな科目構成などについて新カリキュラムを検討している。

大学の使命・目的及びビジネス学部、情報学部の教育目的が学則に明示され、教育課程の編成方針に沿って 1 年次からゼミ様式を取入れ、2 年次以降のプロジェクト演習、専門演習など実学面の教育を体系的に実行していることを特徴としている。

建学の精神を踏まえたアドミッションポリシーは、ホームページや学生募集要項に明示されるとともに、学生サービス、就職支援についても学生委員会及び就職委員会、「学生支援センター」などを充実させて学修、学生支援に必要な施策に取り組んでいる。

教員数は、設置基準上必要な専任教員数を上回る数が確保され、その採用・昇任は教員選考に関する諸規程などに従って適切に実施されている。FD(Faculty Development)は、「FD 委員会」のもとで学生、教職員の意見を授業改善に生かすよう取り組んでいる。

職員の採用・昇任及び異動は、人事規則に則り適切に運営され、特に、採用に関して詳細な手順を規定化し実行している。また、学生支援のため学生相談室を設置しているほか、「学生支援センター」及び「国際交流センター」に事務室を置き、職員を配置している。

理事会及び評議員会などは、大学の使命・目的を達成するため、寄附行為により学校法人奈良学園の管理運営体制が整備されている。また、理事会の委任に基づく定型的な業務と緊急やむを得ない時の先決体制として「常勤理事会」も置かれ適切に運営されている。

自己点検・評価活動は、委員会レベルのみではなく教職員間で現状認識と問題意識を共有できる体制が取られている。

大学の施設設備は、大学のアメニティ改善のための整備を行うなど適切な教育環境を維持し、併せて安全管理にも配慮されている。また、キャンパス大規模整備計画により改修、増築計画が進められている。

地域とともにある大学として近隣住民に積極的に開放され、地元三郷町との包括連携協力や、橿原市との連携協力による「藤原京 CG 再現プロジェクト」などが行われている。

社会的責務に必要な規程などは、順次整備が行われているが、危機管理に関する防災訓練、消火・避難訓練などが未実施となっており、安全に対する配慮が必要である。

現在のところ運営に支障のない程度の資金を有しているものの、法人全体及び大学の帰属収支差額は、収容定員充足率が低下していることから大幅にマイナスとなっている。この現状に対し、法人では平成 22(2010)年度を初年度とする「学校法人奈良学園経営改善計画」を策定したが、同計画の学生数確保に向け組織的な取組みが求められる。

学生数については、大学全体の収容定員を大幅に下回る在籍学生数となっており、入学生についても過去 4、5 年間入学定員を下回っている。このため、法人及び大学ともに更なる学生確保に向け積極的、組織的な取組みが必要である。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

学校法人奈良学園の建学の精神は、学園の創設時において定められていたが、女子教育についての基本精神をもって定めたものであったため、男女共学校の設置増加とともにその都度建学の精神を設置校ごとに定めてきた。大学の建学の精神は、「高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する」としてまとめられている。

大学の建学の精神は、ホームページや大学案内、履修の手引きなどで学内外に示されている。

大学の使命・目的は、学則において定められ、ホームページに適切に掲載され、学内外に示されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究組織は、募集停止の 3 学部を除いて、2 学部、1 研究所、3 センター、図書館から構成され、これらの組織の連携・協力のもとで教育研究を行っている。また、教育研究の調整・運営を行うために必要な企画運営会議、評議会、各種委員会は、各規程に定められ適切に機能している。

教養教育については、大学全体の提供科目を「共通教育科目」と「専門科目」に統一して区分するなど、「全学共通・教養教育推進委員会」を中心として、平成 23(2011)年度か

らの新カリキュラムに向けての検討を進めている。

教育研究に関する学内意思決定過程については、各組織機関の規程に基づいた運営を行っている。また、「FD委員会」のもとでの「授業改善シート」や「授業アンケート」を実施し、学生からの意見や感想をくみ上げるシステムを整備している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

ビジネス学部、情報学部はそれぞれの教育目的を学則などに明示し、教育課程や教育方法などもシラバスに、詳細かつ丁寧に記載している。更に、教育目的を教育課程に反映するカリキュラム改革にも積極的に取り組んでいる。

教育課程の編成については、その編成方針に沿って 1 年次からゼミ様式を取入れ、2 年次以降のプロジェクト演習や専門演習など実学面の教育を体系的に実行している。特に、この支援体制として、アドバイザー制をシステム化して実施することで、学生の少人数によるきめ細かな教育指導を行っている。

教育目的の達成状況は、きめ細かい活動として、アドバイザーを中心に職員との連携によって、学生一人ひとりの履修状況、理解度の把握に努めている。また、導入教育前後における意識変化や学習面の進捗状況の分析結果の開示を行い、複数の視点からの点検・評価に努力している。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしていない。

【判定理由】

建学の精神を踏まえたアドミッションポリシーは、ホームページや学生募集要項などに明示されている。

学生への学習支援については、1 年次生への導入学習を中心とした初年次教育の実施、アドバイザー制の導入、学生カルテの作成、オフィスアワーの設定、学生証の IC カード化とそれによる出欠システムの構築など、学生への学習支援を行っている。

学生サービスについては、学生委員会、「学生支援センター」「国際交流センター」を中心として、健康相談・心的支援・生活相談・下宿及びアルバイト紹介など、学修及び学生支援を実施している。また、大学独自の奨学金は支給対象者が多く充実しており、スポーツ系の課外活動への支援も活発である。

就職支援については、就職委員会及び就職課を中心に、就職ガイダンス・個人面談・学内企業説明会を行っている。

しかし、大学全体の収容定員に対する在籍学生数の大幅な未充足の状況が続いている。入学定員の確保に向けて、大学と法人が一体となった更なる組織的な取り組みを行い、収容定員の充足に努めることが必要である。

【改善を要する点】

- ・募集停止の3学部を除き、大学全体の収容定員に対し在籍学生数が大幅に下回っており、早急に改善が必要である。
- ・入学定員充足率については、情報学部が過去5年間、ビジネス学部が過去4年間、入学者数が入学定員を下回る状態となっており、入学定員確保に向けての改善が必要である。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

設置基準を上回る専任教員数を、ビジネス学部及び情報学部それぞれ適切に配置している。

教員の採用・昇任に関しては、教員の選考に関する規程などが定められ、これらに沿って適切に実施されている。特に、採用時の面接は複数回実施するなどきめ細かな対応が行われている。

教員の授業担当時間は適切に設定されており、教育負担も過重な状態ではない。教育研究活動の支援に対する研究費も適切に配分されている。

FD(Faculty Development)活動は「FD委員会」のもとで、「授業改善シート」によるアンケート、公開授業参観、情報交換会などを実施しており、組織的な活動が行われている。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

「学校法人奈良学園経営改善計画」を策定し、その中で魅力ある学校作りを目標に職員のモチベーションの持続と継続的な組織の発展を維持できる新人事システム構築のための試行段階にある。

職員の採用・昇任・異動は、人事規則などに則って適切に運営しており、採用に関しては詳細な手順が規定化されている。

また、資質向上のための研修を実施してきており、更に学外で開催される研修会にも参加するなど、職員の能力開発を目指した取り組みが行われている。

「情報センター」に「システム管理室」と「研究開発室」を、「学生支援センター」に学

生相談室を設置し、加えて「学生支援センター」及び「国際交流センター」にそれぞれ事務室を配置し、教育研究支援のための事務体制を構築している。

その他、各種委員会にも構成員として事務職員が参画し、教学と事務の連携を図っている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会、評議員会など、大学の目的を達成するための設置者と大学との管理運営体制が整備されており、「学校法人奈良学園寄附行為」に則って適正に機能している。

また、「学校法人奈良学園寄附行為実施規則」により常勤理事会が置かれ、理事会の委任に基づく学園の日常業務の決定と、緊急やむを得ない時の先決体制がとられている。

平成 22(2010)年度には、学長と大学教員 1 人が理事として理事会、常勤理事会に出席し、学園の意思決定に参画するとともに、学長は評議会を主宰し、学園の決定事項、方針を周知、また教育研究に関する重要事項については、学長から大学としての意思伝達が行われるなどにより、管理部門と教学部門の連携を図っている。

更に、平成 22(2010)年度から 5 か年度にわたる「学校法人奈良学園経営改善計画」を策定するに当たり、法人のもとに「経営改善計画推進会議」と「経営改善計画策定委員会」が、また大学教員による「奈良産業大学プロジェクトチーム」が設置され、設置者と大学が一体となった目標達成への体制が整えられた。

監査体制についても、監査室の設置と監査機能充実のため常勤監事が任用され、業務監査体制の強化整備が行われた。

自己点検・評価活動は体制が整備され、また自己評価報告書の作成に際しては、学内ホームページで草案への意見を募るなど、大学の置かれている状況を委員会レベルだけでなく、教職員間で現状認識と問題意識を共有する体制がとられている。なお、自己点検・評価結果を早期にホームページに公開することが望まれる。

委員会の審議内容は、評議会、教授会などで報告しており、自己点検・評価結果の教育研究及び大学の運営改善につなげる仕組みを構築している。

【優れた点】

- ・教職員が「奈良産業大学白書(自己評価報告書)」の作成に積極的に関わり、議論を深め、また草案の段階から学内ホームページにおいて意見を募り、現状認識を広く教職員の間で共有する体制にしたことは評価できる。

【参考意見】

- ・自己点検・評価結果を早期にホームページで公開することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしていない。

【判定理由】

財務状況の公開については、ホームページで公開されているほか、法人本部や大学事務局などで適切に閲覧に供している。

外部資金の導入は、学生の収容定員充足率を向上させて国の経常費補助金を獲得すること、科学研究費補助金の採択に向けて応募件数を拡大するなど、その確保に向け一層の取組みが望まれる。

法人の流動資産は、いまだ設置校の運営に支障のない程度の資金を有しており、当面大学運営に支障が出る状況にないが、法人では平成 22(2010)年度を初年度とする「学校法人奈良学園経営改善計画」を策定し、設置校ごとの対応策を定め実行に移している。

しかしながら、法人全体及び大学の帰属収支差額は、学生生徒等の収容定員充足率の減少、校舎・設備などのアメニティの改善及び登美ヶ丘地区の新設校整備などの途上にあることから、平成 18(2006)年度以降連続して大幅なマイナスとなっている。大学では学生数の減少に伴う学生生徒等納付金比率が急激に低下しており、大学運営にとって根幹をなす学生募集に組織的な取組みが求められる。財務運営に対する注視が必要であり、収入と支出のバランスの早期改善が不可欠である。

【改善を要する点】

- ・法人全体及び大学の帰属収支差額は、両者ともに平成 18(2006)年度以降連続的に大幅なマイナスとなっており、経営改善計画を確実に実行し収支バランスの改善が必要である。
- ・大学の学生生徒等納付金比率は、急激に低下しており、大学運営にとって根幹を成す学生募集に組織的取組みを行うよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・入学生の確保による収容定員充足率を向上させ国の経常費補助金の獲得を目指すこと、科学研究費補助金などの採択に向けた応募件数の拡大など、外部資金確保に向け一層の取組みが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究に十分な敷地、建物が整備されており、専任職員と委託業者の管理によって適切な教育環境が保持されている。管理運営の難しい IT 関連については、学生用ノート PC

のセキュリティや演習用 PC の開放などの管理規程も整備されており、運用も「情報センターシステム管理室」によって円滑に行われている。また、図書館に関しては、学生参加による利用率向上を図っている。

施設設備の安全性は確保されており、法令に基づき概ね適切な安全管理が行われている。施設設備に関する「キャンパス大規模整備計画」が策定され、計画的な改修や増築が進められている。バリアフリーについては、身障者向けにトイレやスロープなどを設置している。

喫煙マナーの改善や学生支援のための事務室移動などを実施して、積極的にアメニティの向上を図っている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学施設の積極的な開放により、地域とともにある大学として近隣住民から認知されている。また、奈良県立図書情報館との相互協定により、大学図書館資料を県民に提供している。更に、公開講座「王寺町り～べるカレッジ」や「教職員のための公開講座」を実施し、地域社会への人的資源の提供を行っている。

教育研究上においては、奈良県内大学間（8 大学）の単位互換制度への参加や放送大学との単位互換協定を締結するなど、他大学との協調関係に努めている。また、企業と協力しての大学独自のインターンシップを毎年実施している。

大学と地域社会との関係については、三郷町との連携協力に関する協定書の締結後に始まった各種ボランティア活動及び橿原市との連携協力による「藤原京 CG 再現プロジェクト」を行っている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

就業規則に依拠した組織倫理に関する規程、危機の未然防止などの危機管理に関する規程などが概ね整備され、また教育研究成果の社会的還元として、公開講座、シンポジウムを開催するなど適切に行われている。

社会的機関として必要な組織倫理に関する規程は順次整備されており、平成 20(2008)年 6 月には「学校法人奈良学園コンプライアンスマニュアル」を作成し配付するなど、教職員に対するコンプライアンスに努めている。

危機管理については、「奈良産業大学の危機管理に関する規程」「危機管理マニュアル」

など整備されているが、消火・避難訓練あるいは地震発生時の対応など災害時に備えての実際の防災訓練は、未実施となっている。

教育研究成果の公表については、毎年、各学部で機関誌を定期的に刊行し、大学としても年1回「奈良産業大学紀要」を発刊し、研究成果の公表に努めている。

【参考意見】

- ・危機管理に関する規程及びマニュアルについて学内周知に努めるとともに、災害時に備えての防災訓練、火災時の消火・避難訓練を実施することが望まれる。

